

令和元年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会（第2回）開催要項

1 協議会の趣旨

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、各通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 協議会の議題

- (1) 公立高等学校配置計画の考え方について
- (2) 各通学区域ごとの現状及び課題について
- (3) その他

3 主催

北海道教育委員会

4 協議会の開催日時及び会場

(1) 日時等

学区	日時	会場
釧路学区	7月24日（水） 13:30～15:30（受付:13:15～） （13:30 P T A分科会） （14:05 全体会）	釧路センチュリーキャッスルホテル 平安の間 釧路市大川町2番5号 Tel 0154-43-2111

※P T A分科会については、P T A関係者を参加対象者とする。

ただし、希望がある場合、学校、行政関係者、傍聴者の参加も可能。

(2) P T A分科会への希望者がいない場合、P T A分科会は開催しない。

5 参加対象者

- (1) 市町村長（首長部局から） 各1名
- (2) 市町村教育委員会教育長 各1名
- (3) 公立高等学校長 各校1名
- (4) 公立高等学校のP T A関係者 各校1名
- (5) 公立中学校長（市町村ごと） 代表1名
- (6) 公立小学校長（市町村ごと） 代表1名
- (7) 地区協議会又は公立小中学校P T A関係者など（市町村ごと） 代表2名
- (8) 経済団体関係者（市町村ごと） 各1名
（公立高校が所在する市町村の商工会議所又は商工会の関係者）
- (9) 私立高等学校関係者 1名
- (10) 私立高等学校のP T A関係者 1名

6 協議会の公開

協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとする。なお、傍聴に係る取扱いについては別に定めることとする。

公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について

(地域別検討協議会を公開いたします。)

北海道教育委員会では、学校をとりまく環境が著しく変化する状況のなかで、地域の皆様と連携しながら、公立高等学校の配置に関する様々な課題の解決を図っていく必要があることから、管内の市町村関係者、学校関係者をはじめとする方々と意見を交換し、理解を深めるため、公立高等学校配置計画地域別検討協議会を開催いたします。

協議会は公開で開催いたしますので、どなたでも傍聴していただけますが、会場の制約等により人数に制限がありますので、傍聴を希望される方は、次によりお申し込みください。

記

◇開催日時 令和元年7月24日(水) 13:30~15:30 (受付 13:15~)

13:30	PTA分科会
14:05	全体会

◇場 所 釧路センチュリーキャッスルホテル 平安の間
(釧路市大川町2番5号 TEL0154-43-2111)

◇お申込方法

電話によりお申し込みください。先着順で30名を受け付けます。

◇お申込及びお問合せ先

北海道教育庁釧路教育局企画総務課 主査(地域政策)

〒085-0835

釧路市浦見2丁目1番1号

電話 0154-43-9271 (受付は、平日の9:00~17:00です。)

FAX 0154-41-2038

◇その他

傍聴に際しては、「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱いを遵守してください。

北海道教育庁釧路教育局

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成17年4月26日釧路教育局長決定)

(平成19年4月10日一部改正)

- 1 傍聴は30名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
 - (3) 前二号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (4) 写真を撮影し、又は録音をすること。
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 4 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 5 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。

附 則

この取扱いは、平成19年4月10日から施行する。